今、義認が問われているのか？

小宮山愛爾

はじめに

なぜ今、義認なのか。本論文に限らず、筆者が執筆や講義の依頼を受けた際、まずそのテーマの吟味から始める。

近年の福音主義神学が取り扱う論文のテーマの多くが「パウロ研究を巡る新しい視点」（以下、NPP）の議論を受けてのものであることからも、NPP が近年の日本の福音主義的な教派において大きなトピックであることは明白であろう。その意味で、本論文においてもプロテスタントの伝統的なパウロの義認の理解はアウグスティヌスやルターが自らの文脈を読み込んだ理解であり、パウロ本来の神学理解と異なっているという立場を取る NPP の議論を前提とした、もしくは強く意識した内容が求められていることを想像するのは難しいことではない。

義認というテーマにおいてルター派の立場に求められる内容も当然意識しなければならないことであろう。しかし、現在学びの途中にある筆者がこのようなテーマでの執筆を受けるにあたって、大きな責任を感じずにはいられない[1]。同時に、そのような立場にある筆者の執筆を決断した神戸ルーテル神学校の意図を考えた場合、比較的若い世代で現在学んでいるという立場から、NPP と義認に関する考察、提言を期待されていると理解する。特に、現在在籍中の米

[1] 筆者は 2017 年 9 月から米国インディアナ州フォートウェインにあるミズーリ派ルーテル教会の Concordia Theological Seminary Fort Wayne で S.T.M.（いわゆる Th.M.）の学びを始めた身である。

国ミズーリ派ルーテル教会の神学校において、昨年度「Post NPP」という集中講義を受講したことも執筆の理由の一因であろう[2]。

批判を恐れず正直に述べると、NPP やその問いかけによって起こっている議論に対してルター派の間での議論が盛り上がっているという空気は感じない。本論文の執筆にあたっては、その意味での困難さを感じることは否定しない。

そこで、本論文はルター派の義認理解の解説についてではなく、ルター派内（と言っても世界のルター派を一括りにすることは不可能であるため、本論文で意図する「ルター派」とはリベラルではないより保守的なルター派と理解していただきたい）におけるルター派からの反応を紹介しつつ、義認が問われていると言われる文脈を考察し、今後の議論の材料の提供を試みる。

20 世紀のルター派における義認の議論

ルターの「なぜならまことに、義認の条項が失われれば、同時にキリスト教の全教理が失われるからである」[3] との言葉が示すように、ルター派にとって義認は神学全体における要石と言って過言ではない。それは義認の教理はルター神学において単独で扱うことができないトピックであり、教義学的に言えば人間論や罪論といった他の諸項目、特にキリスト論と救済論と密接に絡みあっているということを意味する。これは筆者が本論文でルター派の義認理解についての解説を避ける理由の一つであるが、その意味で『福音主義神学』第 46 号と第 48 号に掲載されている橋本昭夫による論文がそれぞれのテーマに沿いながらも、ルター派の義認理解を十分に説明している[4]。筆者の力量不足であることを認めるが、本論文においてルター派における義認の解説を試みるならば、

[2] 集中講義の講師はフィンランド人のルター派神学者 Timo Laato 氏であった。

[3] マルティン・ルター『ルター著作集・第二集・第 11 巻（ガラテヤ大講解・上）』（聖文舎、1985 年）20 頁

[4] 橋本昭夫「パウロ解釈の新視点についての一考察ールター神学の立場から」『福音主義神学』第 46 号（日本福音主義神学会、2015 年）71–100 頁および橋本昭夫「宗教改革の信仰再訪―ルターの信仰論を中心に―」『福音主義神学』第 48 号（日本福音主義神学会、2017 年）45-69 頁

橋本論文の反復的な内容に終始するであろう。

さて、20 世紀はルター派にとって義認に関する大きな議論の決着を迎えた世紀であった。その議論の相手はローマ・カトリック教会である。1999 年 10 月 31 日にドイツのアウグスブルクでローマ・カトリック教会とルーテル世界連盟によって「義認の教理に関する共同宣言」[5] が調印された。20 世紀のエキュメニカルな対話が求められる時代において、義認についての聖書的な理解、解釈の相違が 16 世紀の西方教会における分裂および相互断罪の原因となったことを認めつつ、その克服を目指し、ローマ・カトリック教会とルーテル教会の義認理解に共通する部分の範囲を確認する文書である。エキュメニカルな時代にあってローマ・カトリック教会とルーテル教会が数十年に渡って神学的な対話を重ねて一つの大きな宣言に至ったことは、両教会のみならず、その他多くのプロテスタント諸派においても積極的な評価を受けた出来事であろう[6]。しかし、世界にはルーテル世界連盟に所属していないルーテル教会も多くあり、特に保守的な立場に立つルーテル教会からはこの共同宣言を決して肯定的に評価しない立場も見られる。ルーテル世界連盟に加盟していないミズーリ派ルーテル教会は、運営する２つの神学校からのこの共同宣言に対する神学的な考察を同年声明として出版しているが、現在筆者が学んでいるコンコーディア神学校フォートウェイン校は声明の結論において「ローマ・カトリック教会もルーテル教会も術語の定義と意味においては決して譲っておらず、言葉の上での争いはもはやないであろうが、両者ともそれぞれの定義や意味を保持したままである」[7] という言葉で終えている。共同宣言は両者の義認理解がどこまで共通するかということの模索であると言えるが、ローマ・カトリック教会側もルーテル

[5] ローマ・カトリック教会／ルーテル世界連盟『義認の教理に関する共同宣言』ルーテル／ローマ・カトリック共同委員会訳（教文館、2004 年）
なお、筆者の所属する西日本福音ルーテル教会も、現在学んでいるコンコーディア神学校の運営母体であるミズーリ派ルーテル教会もルーテル世界連盟に加盟していない。

[6]『義認の教理に関する共同宣言』88-90 頁

[7] *The Joint Declaration on the Doctrine of Justification in Confessional Lutheran Perspective* (St. Louis: The Lutheran Church Missouri Synod, 1999), p.32.

教会側も同じ「義認」という言葉を使ってはいるものの、その解釈、意味、適用については異なっていることに違いはない。どこまで共通しているかということの確認は、結局は違う部分の再確認になったとも言える。しかし、相違点を強調するのではなく共通項に注目し、対話や協力へと進んでいきたいという共同宣言成立の大きな推進力となったエキュメニカルな文脈は理解されなければならないし、実際にこの共同宣言の調印にまで至ったということは、ルーテル世界連盟に加盟していない保守的な立場にあっても安易に軽視していいことではない。

この「義認の教理に関する共同宣言」に関しても言えることだが、ある特定の神学的な議論を歴史的に評価する際に、その文脈を考慮に入れずに評価することはしないであろう。20 世紀というエキュメニカルな世紀という文脈抜きではこの共同宣言は考えられないことである。米国での学びにおいて、ルターを引用、言及する時に意識するようにと教えられているのが、ルターがいつ書いたものであるかという点である。同じルターの言葉でもその言葉の文脈があり、可能な限り文脈を考慮してその言葉を受け取っていく必要がある。先に引用したルターの言葉は『ガラテヤ書大講解』からの引用であるが、これは 1531 年の講義を基に 1535 年に出版されたものであり、1516 年から 17 年にかけて行われた講義を基に 1519 年に出版された『ガラテヤ書小講解』からのものではない。例えば、ウェスレーにしてもカルヴァンにしても彼らの置かれた文脈を軽視しての理解は好まれないだろう。アウグスティヌスにも同じことが言えるし、パウロにもまた同じことが言えるのである。

では、ルター派の NPP に対する反応はどうであるか。このことを考えるにあたって、まずは A. E. McGrath の言葉を参考にしよう。

> パウロ研究における「新しい視点」の立場からルターに対して直接向けられる様々な批判の中で、二つのことがこの研究において重要である。それは彼らが義認の教義の位置と内容について語ることである。１．義認はパウロの思考の中心とも、キリスト教の中心とも見なすことが出来ない。義認は「教会が立ちも倒れもする条項」であるというどのような提案も十分な聖書的根拠を欠いている。２．信仰による義認の教義を説くに当たって

> パウロが認識していた状況は、ペラギウス主義的な神の恩恵の要求を作り出した普遍的な人間の自己義認ではなく、とりわけ神の民の契約の範囲についてのユダヤ教的関心であった。もし、そうであるなら、アウグスティヌスからルターとそれ以降に至るパウロの義認に関する教義についての伝統的な解釈は見直される必要がある[8]。

このような批判を受けるルター派の反応を知る手がかりとして、ルター派が NPP をどう評価しているかの例を紹介する。

NPP をどう評価するか

『福音主義神学』第 45 号以降、NPP を取り上げた論文が続けて書かれていることからも、現在福音主義神学会や諸教会において大きなトピックであることは明白であろう。しかし、NPP の潮流の発端となったと言われる E. P. Sanders の *Paul and Palestinian Judaism* が出版された 1977 年からすでに 40 年以上が経っている。NPP そのものの説明や Sanders が提唱する契約遵法主義（covenantal nomism）、NPP が主に議論として取り扱っている事柄については『福音主義神学』第 45 号の伊藤明生論文や第 46 号の岩上敬人論文において非常に優れた内容で書かれており、日本語で読める資料として大きな助けとなっている。

一方で、英語文献においては NPP を鳥瞰的に取り扱う文献もすでに出版されている。NPP の代表的な神学者達は Sanders と J. D. G. Dunn、そして N. T. Wright が挙げられることが多いが、S. Westerholm が Sanders 以降の四半世紀の間のパウロ研究の神学者達を NPP に対する態度を切り口としてカテゴライズし、その多様性について解説を試みているように[9]、Sanders 以降の欧米におけるパウロ研究においては NPP の立場に対しての肯定的、否定的な態度に関わらず、NPP を抜きにして議論することが出来ない状況になっていた。言い換

[8] Alister E. McGrath, *Iustitia Dei: A History of the Christian Doctrine of Justification*. 3rd edition. (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp.419-420.

[9] Stephen Westerholm, “The ‘New Perspective’ at Twenty-Five” in *Justification and Variegated Nomism, Volume 2: The Paradoxes of Paul*, edited by D. A. Carson, Peter T. O’ Brien, and Mark A. Seifrid (Tübingen: Mohr Siebeck, 2004), pp.1-38.

えるとNPPからPost NPPへと移っていく文脈の中に置かれているという理解である。

昨年、コンコーディア神学校フォートウェイン校で「Post NPP」という集中講義を受講した際に、講師のT. Laatoは「Post NPPの授業を始めるにあたってPre NPPを理解する必要がある」とその講義を始めた。伊藤明生も「サンダースほど直系ではないかもしれないが、ダンのパウロ理解は、系譜的にはアルバート・シュヴァイツアー、クリスター・シュテンダール以来のパウロ解釈の伝統という大きな流れに属している」[10]と指摘している通り、SandersやDunnも当時の文脈の中に置かれていた。NPPを鳥瞰的に取り扱っている文献を開くと確かにA. Schweizerの名前が挙がることは多い[11]。Schweizerは『使徒パウロの神秘主義』の中で「したがって、信仰による義の教えは、『キリストにある』神秘主義の贖罪論の主要噴火口のなかにできる付随的噴火口である」[12]と述べている。この言葉はNPPの立場を取る神学者が言ったとして不思議ではない言葉である。

Schweizerが活躍を始めた19世紀の後半から20世紀にかけての新約聖書学の流れについて、LaatoはSandersの*Paul and Palestinian Judaism*への応答を念頭に書いた著書の中でパウロとユダヤ教の関係について非常に興味深い考察をしている[13]。それは19世紀末から20世紀にかけてのF. Weberという神学者の影響についてである。Laatoが意図するPre NPPとはこの時代の新約聖書学の一つの流れを指している。というのもSanders自身が*Paul and Palestinian Judaism*においてWeberを強く批判しているのである。

[10] 伊藤明生「「『パウロ研究』を巡る新しい視点」を巡って」『福音主義神学』第45号（日本福音主義神学会、2014年）57頁

[11] Colin G. Kruse, *Paul, the Law and Justification* (Leicester: APOLLOS, 1996)、Guy Prentiss Waters, *Justification and the New Perspectives on Paul: A Review and Response* (Phillipsburg: P&R Publishing Company, 2004)、Stephen Westerholm, *Perspectives Old and New Paul: the "Lutheran" Paul and His Critics* (Grand Rapids: Eerdmans Publishing, 2004) 参照。

[12]『シュヴァイツァー著作集　第十一巻』（白水社、1958年）47頁

[13] Timo Laato, *Paul and Judaism: An Anthropological Approach* (Atlanta: Scholars Press, 1995), pp.5-25.

LaatoはSandersやそれぞれの学者を参考にしながら、以下のようにWeberの立場について説明している。19世紀までのキリスト教神学者の間では一般的にユダヤ教とキリスト教の類似性を強調する傾向があったが、ヘーゲル哲学の影響から、19世紀の終わりにかけてキリスト教神学者達の中でユダヤ教をキリスト教のアンチテーゼとして理解する傾向が強くなっていた。その中でWeberは結果的にユダヤ教をキリスト教のアンチテーゼとして描いた最初の神学者であった[14]。Weberは以下のようなラビ的な救済論の非常に陰鬱な姿を思い出させた。人間の堕落によって人間と創造者との間に隔たりが生じてしまい、このため堕落した人間は救いの手段として悔悛と従順を通して創造者へと立ち返らなければならなかった。シナイでの契約によってアダムの堕落に伴う結果を取り消され、イスラエルの民は人間の失われた栄光の回復を受け取ることになったが、金の子牛の礼拝はイスラエルの罪への堕落のしるしとなった。その結果、先祖達の神への反乱によって失われた地位を律法に対する従順と罪の償いを通して取り戻すことがすべてのユダヤ人の義務となったのである。これに加えて、義を得るための、善い行い、つまり施しと慈善のわざという他の手段があり、先祖達の功績は子孫の不足分を補うものでもある。ユダヤ人達は彼ら自身の行いに基づいて、律法に適った行いと適っていない行いの優勢に従って裁かれるが、この世においては誰一人として命令が十分に満たされているかどうかは知りえないので、全てのユダヤ人は恐れ、震えながら生きていかなければならない。実に多くの悔悛の手段が罪をぬぐい去り、罪人を契約へと回復するため、結果的にそれらは罪人に確かな、最終的な救いを保証することはないのである。Weberの描いたこのようなユダヤ教の救済の枠組みは、アダムの堕落とイスラエルの堕落の部分は別として、多くの新約学者達に受け入れられていった。このWeberからの系譜（The Weberian Position）はW. BoussetやH. Gressmannを経てR. Bultmannへと続いていく。

一方で、Weberのこのようなユダヤ教の理解に対して否と答える人も出てく

[14] Weberの著書*System der altsynagogalen Theologie aus Targum, Midrasch und Talmud*が出版されたのは1880年である。